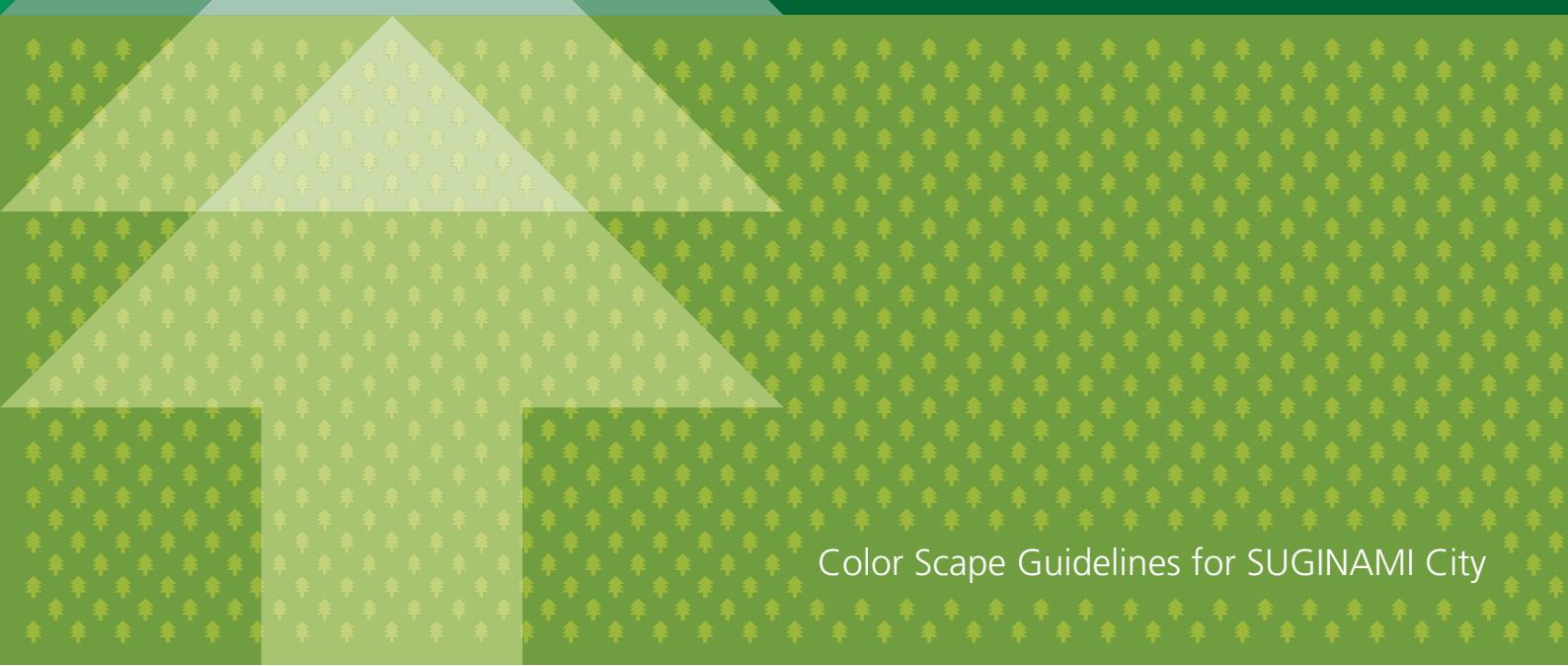




杉並区景観色彩ガイドライン

平成22年4月



Color Scape Guidelines for SUGINAMI City



はじめに



景観色彩ガイドラインの位置づけ

杉並区では、景観法の施行をふまえ、区民、事業者、区の協力のもとに、良好な景観を保全し創出することにより、区民が創る『みどりの都市』杉並を実現するための具体的な施策を示すことを目的に『杉並区景観計画』を策定しました。

このガイドラインは、杉並区景観計画に示された景観形成基準のうち、色彩に関する項目についてより詳しく解説したもので、計画の目的をふまえ、色彩景観の現況調査に基づき、区の景観を美しく整えるための色彩の基本的な考え方を示すとともに、建物の立地や規模等に応じ、望ましい色彩や避けるべき色彩などを具体的に紹介しています。

ここで示す色彩景観の考え方や各種の色彩基準は、景観法や杉並区景観条例に定められた届出や事前協議制度のほか、開発事業等の指針としての役割を担うものです。また、景観法等による届出の対象となっていない小規模な建築物等についても、その色彩を計画する上で配慮していただきたい事項をまとめています。



色彩ガイドラインの使い方

建築物や工作物等（以下、「建築物等」）の新築・新設、塗り替えなどを計画された場合は、下記の色彩選定の流れに沿って各ページに進んでください。

色彩景観の基本的な考え方から、個々の建物の色彩選定の参考となる内容まで、幅広く紹介しています。

なお、このパンフレットでは、主に建築物等の基調となる色彩の考え方や具体例を紹介しており、その他のアクセントとして設ける色彩については、まちなみとの調和や建物基調色との調和、面積や位置などを充分に考慮して検討をお願いします。



目次・各項目の概要

色彩選定の流れ



区内で建築物・工作物等の色彩を計画している方



このガイドラインを参照し、区の景観を彩る新たな資源となるような色彩を検討してください。



景観色彩の基本的な考え方を知る



区の色彩景観の現状を紹介するとともに、建築物・工作物等の外装色を考えるうえで、区民をはじめ事業者、設計者などのみなさんに考慮していただきたい景観色彩の基本的な考え方をまとめています。



3 マンセル表色系

..... P2



4 杉並区の色彩景観の現状と課題

..... P3



5 色彩景観の基礎知識と配慮事項

..... P4



規模や立地に応じた色彩のルールを確かめる



杉並区景観計画に位置づけられた建築物等の色彩に関する基準などを解説しています。基準は建築物等の規模や立地によって異なります。特に規模の大きい建築物等や景観形成重点地区内の建築物等については、景観法に基づく行為の制限の基準を示しています。



6 色彩基準の基本的考え方

..... P6



7 景観形成重点地区的建築物等の色彩

..... P7



8 大規模建築物等の色彩

..... P9



9 一般地域の建築物等の色彩

..... P11



10 身近な色彩による景観形成

..... P13



必要な手続きなどを確かめる

.....裏表紙

一定規模以上の建築物・工作物等の色彩を計画・変更する際に必要な手続きなどを紹介しています。



色彩を客観的に表す国際的な尺度

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、ガイドラインでは、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。



しきそう

色相はいろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

めいど
明度

明度は明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

さいど
彩度

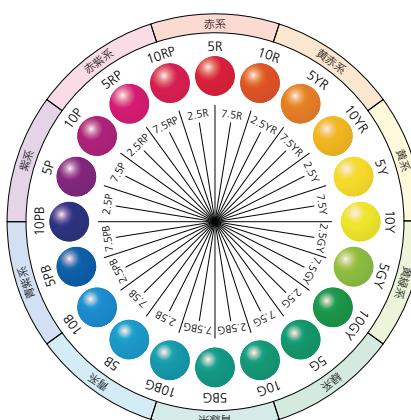
彩度は鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。



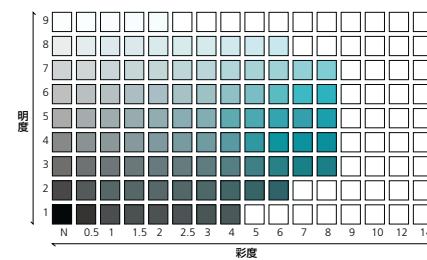
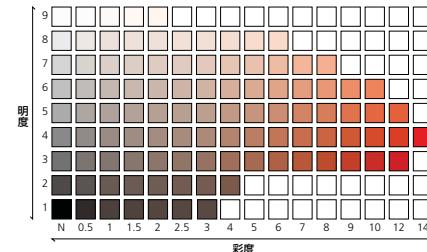
マンセル値

これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

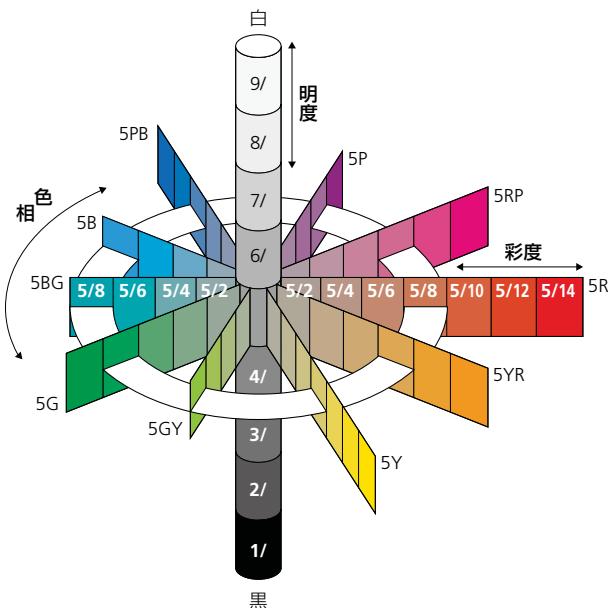
例えば、阿佐ヶ谷駅前のヒマラヤスギの葉は、2.5G4/6程度、紅葉したサクラの葉はで5R4/10程度です。



色相（マンセル色相環）



明度（あかるさ）と彩度（あざやかさ）



マンセル表色系のしくみ



ヒマラヤスギの葉
にいてんごじー よん の ろく
2.5 G 4 / 6
色相 明度 彩度



紅葉したサクラの葉
こアール よん の じゅう
5 R 4 / 10
色相 明度 彩度



杉並区の色彩景観の現状と課題



杉並区のまちなみは暖かみがあって落ち着いた色彩を基調としています

ガイドラインの策定に先立って実施した現況調査ではつぎのような色彩景観の傾向や特長が把握できました。

区内の建築物等は、暖かみがあって落ち着いた色使いのものが圧倒的に多く、そうした建築物等の連なりが緑豊かな住宅都市にふさわしい穏やかで品格のあるまちなみを創り出しています。

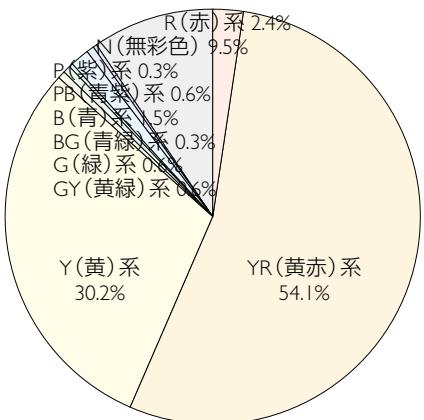
一方、ごく少数ですが、冷たい印象の色彩、暗く閉鎖的な色彩、鮮やかさが際立ちまちなみから突出している色彩などが見られ、景観のまとまりを感じられにくくしています。

今後はより多くのみなさんが、区の色彩景観の中に見られる素晴らしい特長を継承し、建築物等を計画する際に生かしていくことが大切といえます。

■ 色相

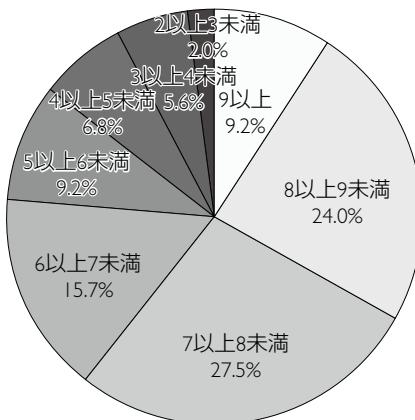
色相は、見る人に暖かな印象を与えるYR(黄赤)やY(黄)系色相の建築物が多く、全体の8割を超えていきます。

この他、白や灰色などの無彩色を基調とするものが1割程度となっています。



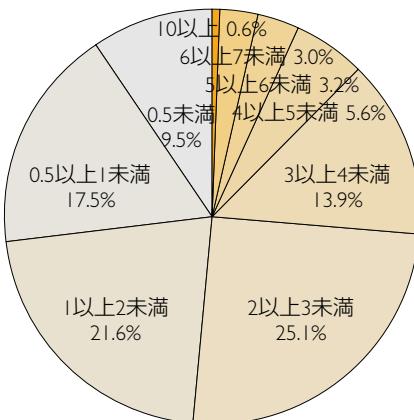
■ 明度

明度は、建物の規模により、やや幅がありますが、大規模な建築物では明るめの外壁を基調とするものが多く、威圧感や閉鎖感の強い暗い色彩を基調とする建築物はほとんど見られません。



■ 彩度

彩度は、落ち着いた印象があり派手さを抑えた色彩が基本になっています。植物の葉の緑と同等かそれよりも鮮やかな色彩を基調とする建築物等は調査対象中の3.6%程度とごく少数です。



色彩調査の結果（抜粋：大規模建築物の外壁色）



都市化が進んだ景観の中にもホッと安らぐ豊かな緑が充実しています

まちの景観を創り出すのは建築物等の人工物ばかりではありません。杉並のまちなみは古くからの住宅地として都市化していますが、そうした中にも農地や公園など豊かな自然が残されており、四季折々に様々な色彩でまちを彩っています。

また、通り沿いの街路樹や住宅、マンションの庭木など、多くの人が協力して創り出してきた緑も、都市生活に安らぎを与える大切な色彩要素となっています。

建築物等を計画する際には、建物ばかりに目を向けるのではなく、まちなみに寛ぎや豊かな表情を与える緑のあり方についても十分な検討が必要です。





個々の建築物等の色彩を考える前に周囲のまちなみを確かめましょう

樹木 景観の中で目立たせるもの・周囲のまちなみになじませるもの

建築物等の色彩を考える前に、周囲のまちなみを確かめると、景観は多様な要素によって構成されていることがわかります。建築物等のデザインを進めていくと、どうしても目立たせたいという思いが生まれてきますが、景観の中には、美しく際だたせるべき要素と、周辺に融和させるべき要素があるものです。

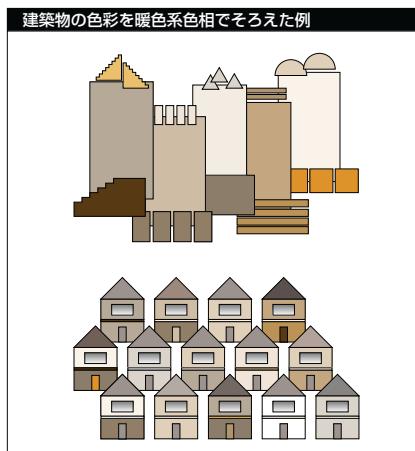
信号や標識は目立たないと社会生活に支障をきたします。また、花や緑は小さくとも暮らしにうるおいを与えてくれる大切な要素で、まちの景観を美しく整えるためには是非とも目立たせたい色彩といえます。一方、建築物等の色彩は、規模が大きく同じ場所にあり続けるもので、大地のように周囲に馴染み景観のベースとなる落ち着いた色彩を基本とすることが大切です。



樹木 周囲のまちなみとの色彩調和を考えて

インテリアの色彩とは異なり、建築物等の屋根や外壁の色彩は、他人の意図で選ばれたすでにある色彩との相互調整が必要となります。個々の主張をぶつけ合ばかりでなく、相互の意図を確認・調整する場と機会を設け、関係者が協力して美しいまちなみを育んでいくことが大切です。

色彩の相互調整を行う際に重要なのが色彩調和の考え方です。まちなみの色彩に連続性や共通性をもたせるためには、色彩の三属性である色相や明度、彩度の何れかをそろえたり、三属性すべてをそろえて類似色でまとめる方法などが考えられます。現況調査の結果を踏まえると、色相はYRやYなどの暖色系、彩度は0～4程度までの落ち着いた色調でそろえるのが基本といえます。





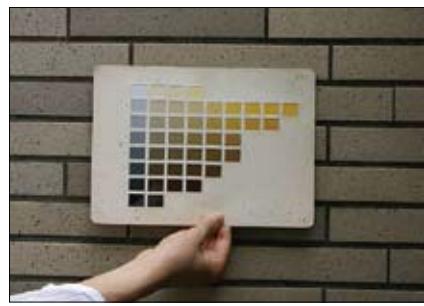
個々の建築物等の規模や形態を踏まえ美しい色彩・配色を考えましょう

建築物等に良く用いられる色彩を基本に

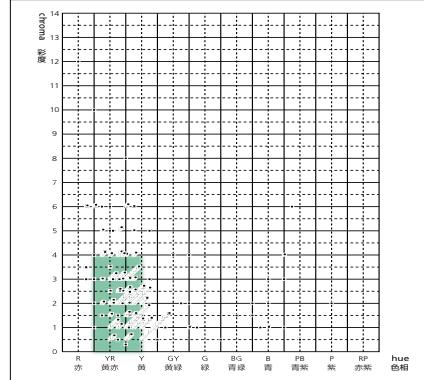
現況調査からも明らかのように、区内の建築物等の色彩は暖色系色相の低彩度色が基本になっています。

色彩に対する期待が過剰になると、普通とは違う新奇性のある外観をつくろうという発想が生まれがちですが、多くの建築物等に用いられるごく普通の色彩は美しさや機能性、経済性などの観点から、長い時間をかけて洗練されてきた色彩であり、合理的な色彩計画の基本色といえます。

建築物等の色彩計画は、暖色系の中・低彩度色を中心に考え、配色を発展させていくことが基本といえます。



建築物外壁色の色彩調査から（色相と彩度の分布）



建築物等の規模や形態、材料などを考えて

同じ配色でも建築物等の規模や使用部位によってその印象は大きく異なります。

色彩には面積効果があり、色面が大きくなると派手な色や暗い色はその特徴がより顕著に表れます。このため、大規模建築物においては、景観シミュレーションを実施したり大型の色見本を用意するなど、より慎重な色彩選定が求められます。

また、全体を単色で仕上げるのではなく、建築物等の形態・部位に応じて色彩を使い分けるなど、きめの細かい配色計画を行うと、威圧感を軽減し変化のある外観をつくり出すことができます。

色彩は表面のお化粧ではなく、建物の機能を的確に表したり、建物の印象をより美しく整える役割を担っています。



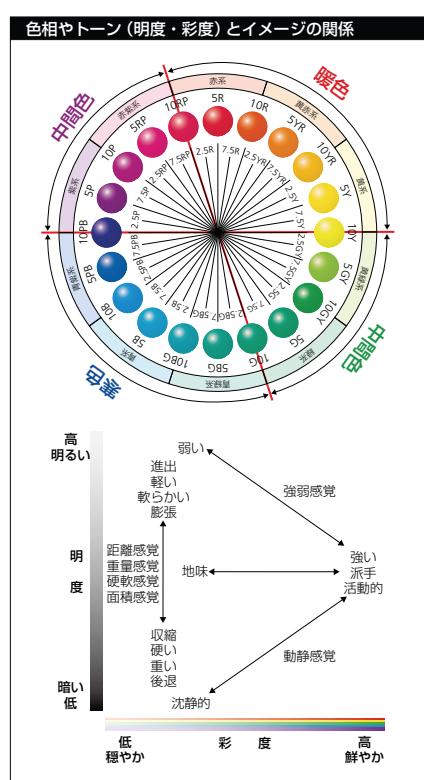
色彩のイメージを適度にいかして

住宅や店舗の色彩計画では、その心理的效果やイメージが重視されます。

多くの人が共通の感覚をもつといわれる色彩の寒暖や明暗、軽重などのイメージを適切に活用し、対象にふさわしい外観を創出しましょう。

一方、イメージによる演出効果に期待しすぎると、過度な色彩表現につながりやすい面もあります。緑地の景観にあわせて設けられる緑色のネットフェンスや、水辺の橋梁に用いられる水色、企業のCIカラーを前面に打ち出した派手な色彩の店舗などは、その代表例といえます。

まちの景観イメージは施設単体では実現することができません。個々のイメージを強調する前に、その場がもっているイメージを尊重することが大切です。





6 色彩基準の基本的考え方



建築物等の立地や規模に応じた景観形成への配慮

うるおいのある水辺の景観軸—景観形成重点地区の建築物等の色彩 (P7)

区内には、善福寺川、神田川、妙正寺川などの河川や玉川上水が流れ、都市景観の中にあっては貴重な水辺と緑陰の景観を創出しています。これらの地域では、水やみどりの資源を活かした景観形成を図るために、小規模な建築物等についても、外壁の基本となる色彩や屋根の色彩についてルールを定めています。

広範囲に影響を与える大規模建築物等—大規模建築物等の色彩 (P9)

規模の大きい建築物等は、より遠くからも見え、様々な建築物等と敷地を接することになります。広範囲の景観に影響を与える大規模建築物等については、外壁の基本となる色彩や屋根の色彩のほか、外壁のアクセントとして用いられる強調色についてもルールを定めています。

まちの雰囲気を創る一定規模以上の建築物等—一般地域の建築物等の色彩 (P11)

一定規模を超える建築物は、まちのなかで目を惹き、まちなみの雰囲気を印象づける要素になります。これらの建築物等については、外壁の基本となる色彩や屋根の色彩についてルールを定めています。

区の大半を占める小規模な建築物等—身近な色彩による景観形成 (P13)

区の景観は、戸建て住宅や商店が連なる身近なスケールのまちなみを基調としています。小さな色彩でも、場所や使い方によっては美しくしゃれた雰囲気を台無しにしてしまうことがあります。このため、住宅や商店等の色彩については、その考え方や推奨色を定めて区民のみなさんの協力をお願いしています。

基準区分	立地	規模・要件
景観形成 重点地区 (P7)	善福寺川、神田川、 妙正寺川の河川区域 と境界線から30m以内	全ての建築物 の建築
	玉川上水の中心から 100m以内	
大規 模建 築物等 (P9)	商業地系	延べ面積 3,000m ² 以上
	住宅地系	
一般地 域 (P11)	商業地系	高さ 10m以上
	住宅地系	延べ面積 1,000m ² 以上
区全 域 (P13)	商業地系	その他の 建築物等 (推奨値)
	住宅地系	

部位名称	面積・要件
外壁 基本色	外壁各面の面積の4/5以上は、この範囲から色彩を選択する
強調色	外壁各面の面積の1/5以下に限り、この範囲の色彩を選択できる
屋根色	勾配屋根は、この範囲から色彩を選択する

景観計画における市街地特性区域図



色彩基準における面積比の考え方(イメージ)



なお、立地によって用いられる色彩が異なる場合があることから、色彩基準は商業地系の立地と住宅地系の立地に分けて設定しています。
また、該当する建築物等が2以上の地域や規模要件に該当する場合は、すべての基準に適合することが必要です。



景観形成重点地区の建築物等の色彩

水とみどりの景観形成重点地区1（善福寺川、神田川、妙正寺川の河川区域と境界線から30m以内）の色彩基準

色彩の基本的考え方

景観形成要素となっているみどりや水の色彩と調和した落ち着きとうるおいのある色彩を基本とします。

規模・要件

高さ10m以上

延べ面積500m²以上

外壁基本色の色彩基準

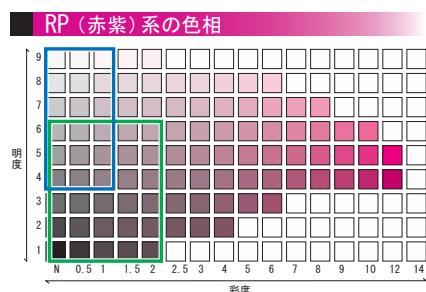
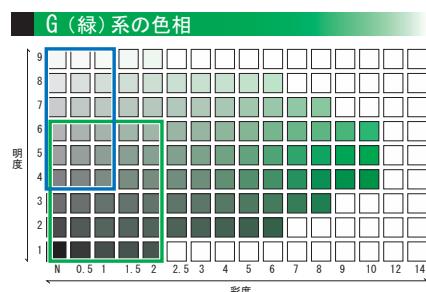
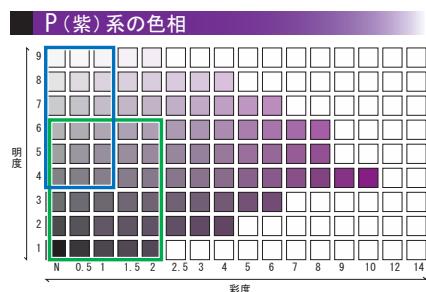
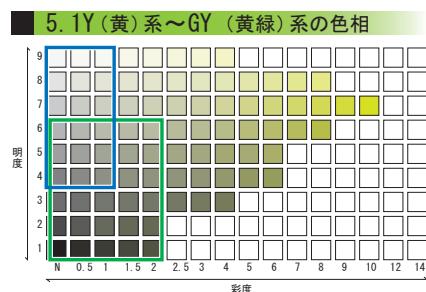
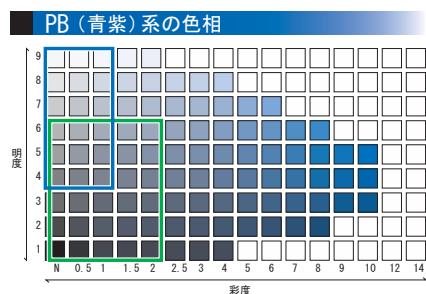
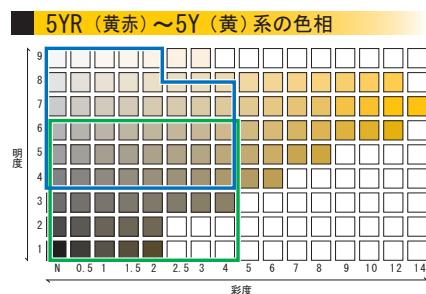
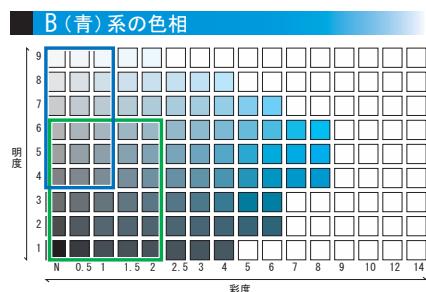
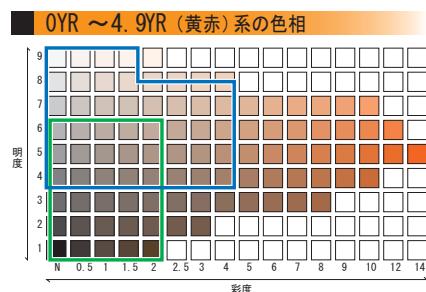
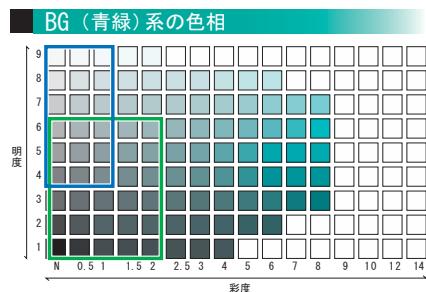
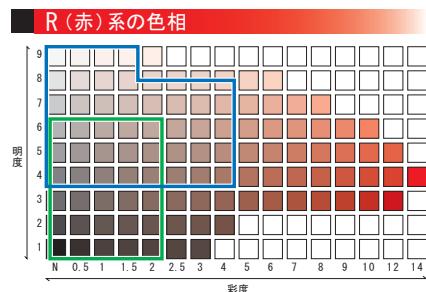
色相	明度	彩度
OR ~ 4.9YR	4以上 8.5未満の場合	4以下
	8.5以上の場合	1.5以下
5.0YR ~ 5.0Y	4以上 8.5未満の場合	4以下
	8.5以上の場合	2以下
その他	4以上	1以下

屋根色の色彩基準

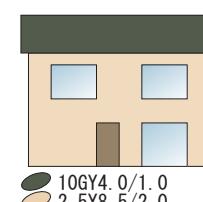
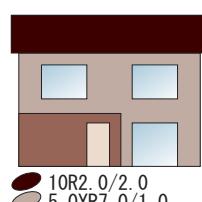
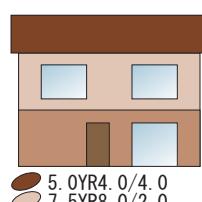
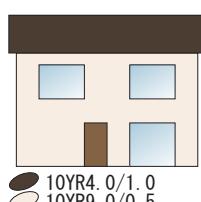
色相	明度	彩度
5.0YR ~ 5.0Y	6以下	4以下
その他		2以下

規模の小さい建築物等の色彩基準

※規模・要件が上記以外の建築物の建築等の色彩基準は、P11 [9 一般地域の建築物等の色彩] 商業地系の色彩基準と同じになります。



色彩基準に適合した配色の例





水とみどりの景観形成重点地区2（玉川上水の中心から100m以内）の色彩基準

色彩の基本的考え方

景観形成要素となっているみどりや水の色彩と調和した落ち着きとうるおいのある色彩を基本とします。周辺区市の基準とあわせ、明度8.5以上の色彩を制限しています。

規模・要件

高さ10m以上

延べ面積500m²以上

外壁基本色の色彩基準

色相	明度	彩度
0R～5.0Y	4以上	4以下
その他	8.5未満の場合	1以下

屋根色

色相	明度	彩度
5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
その他		2以下

規模の小さい建築物等の色彩基準

※規模・要件が上記以外の建築物の建築等の色彩基準は、P11 [9一般地域の建築物等の色彩] 商業地系の色彩基準と同じになります。

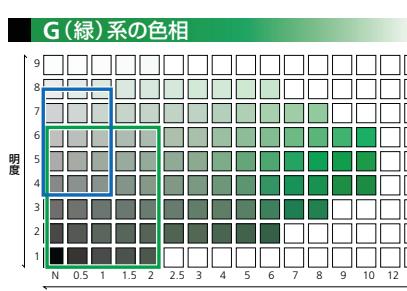
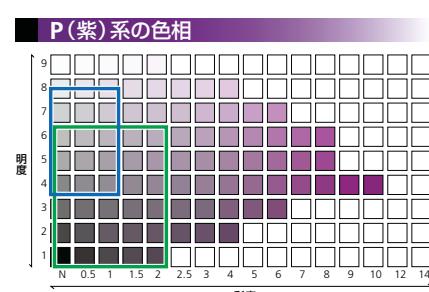
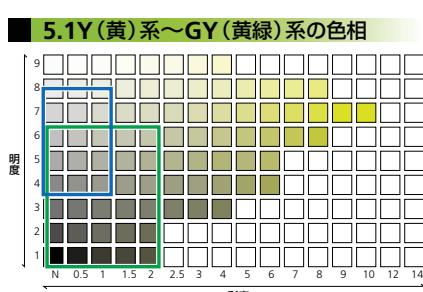
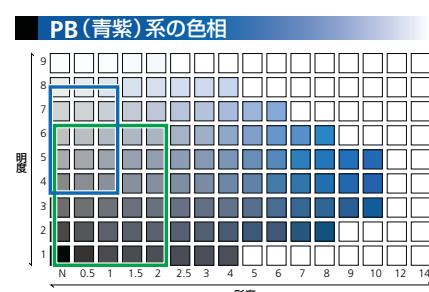
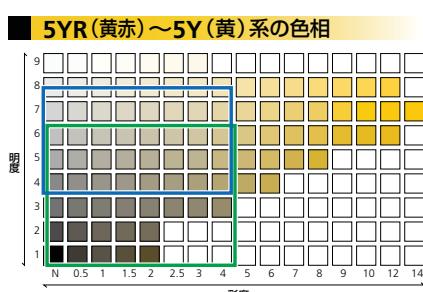
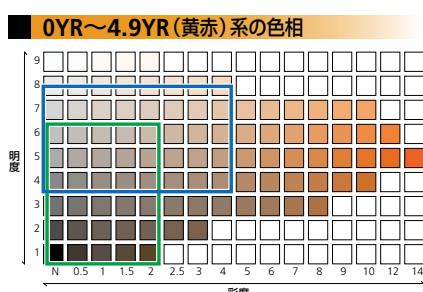
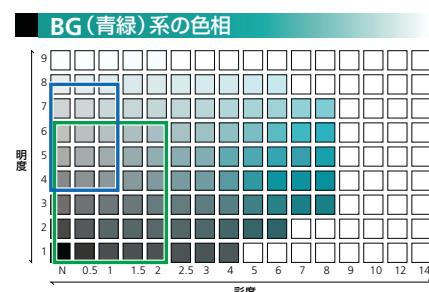
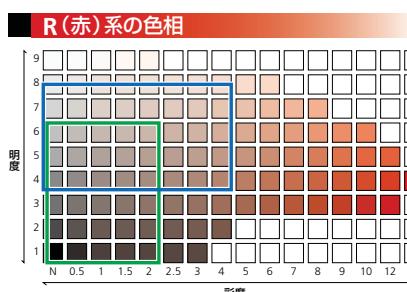
凡例



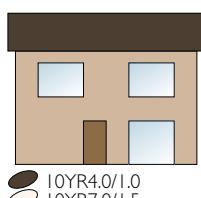
外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)



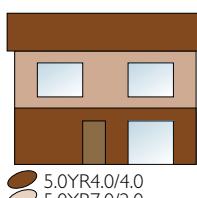
屋根色の使用可能範囲



色彩基準に適合した配色の例



10YR4.0/1.0
10YR7.0/1.5



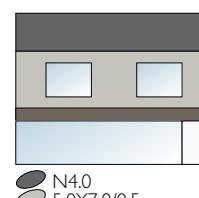
5.0YR4.0/4.0
5.0YR7.0/2.0
5.0YR4.0/4.0



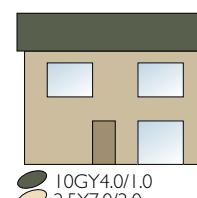
5.0YR4.0/1.0 (いぶし瓦)
10YR7.0/2.0
10YR5.0/4.0



N3.0
10YR8.0/0.5
10YR5.0/2.0



N4.0
5.0Y7.0/0.5
2.5Y4.0/1.0



10GY4.0/1.0
2.5Y7.0/2.0

8

大規模建築物等の色彩

商業地系の建築物等の色彩基準

色彩の基本的考え方

周辺の街並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とします。規模が大きくなるため、遠方からの見え方も考慮した色彩とします。強調色を用いる場合は、色数や使用場所を絞るなど、表現が過剰にならないよう配慮します。

規模・要件

延べ面積3,000m²以上

外壁基本色の色彩基準

色相	明度	彩度
0R～4.9YR	4以上 8.5未満の場合	4以下
	8.5以上の場合	1.5以下
5.0YR～5.0Y	4以上 8.5未満の場合	6以下
	8.5以上の場合	2以下
その他	4以上 8.5未満の場合	2以下
	8.5以上の場合	1以下

強調色の色彩基準

色相	明度	彩度
0R～4.9YR	—	4以下
5.0YR～5.0Y	—	6以下
その他	—	2以下

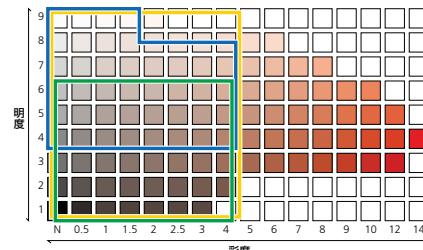
屋根色の色彩基準

色相	明度	彩度
0R～5.0Y	6以下	4以下
その他	—	2以下

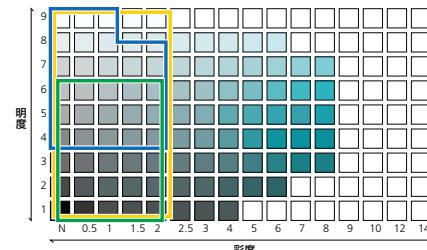
凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
- 外壁強調色の使用可能範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)
- 屋根色の使用可能範囲

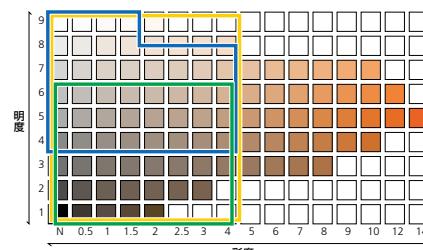
R(赤)系の色相



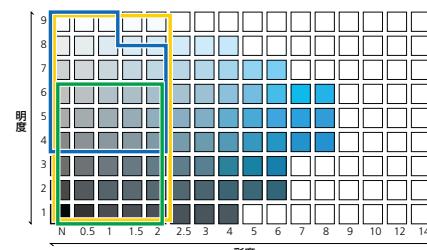
BG(青緑)系の色相



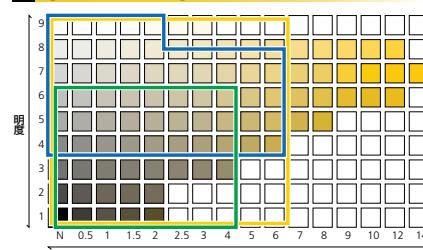
OYR～4.9YR(黄赤)系の色相



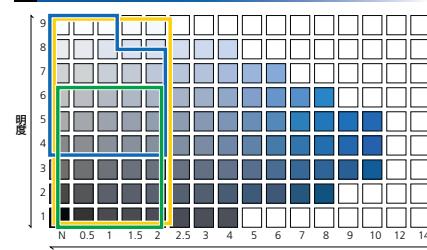
B(青)系の色相



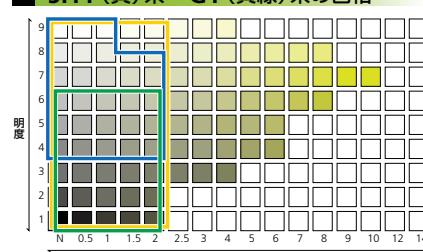
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



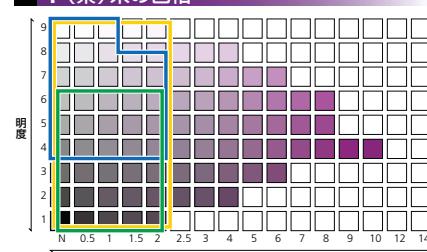
PB(青紫)系の色相



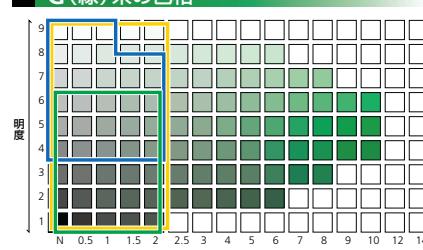
5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



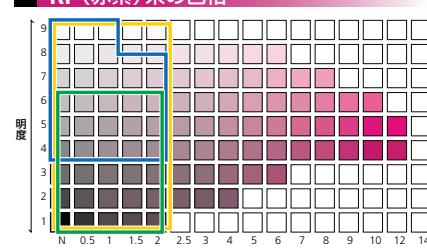
P(紫)系の色相



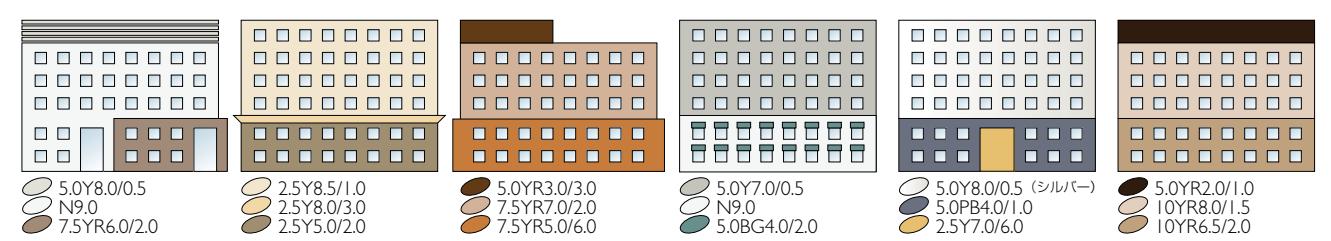
G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



色彩基準に適合した配色の例





住宅地系の建築物の色彩基準

色彩の基本的考え方

周辺の街並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とします。規模が大きくなるため、遠方からの見え方も考慮した色彩とします。住宅地系の建築物では、強調色はできるだけ低層階で用いることとします。

規模・要件

延べ面積3,000m²以上

外壁基本色の色彩基準

色相	明度	彩度
OR～4.9YR	4以上 8.5未満の場合	4以下
	8.5以上の場合	1.5以下
5.0YR～5.0Y	4以上 8.5未満の場合	4以下
	8.5以上の場合	2以下
その他	4以上	1以下

強調色の色彩基準

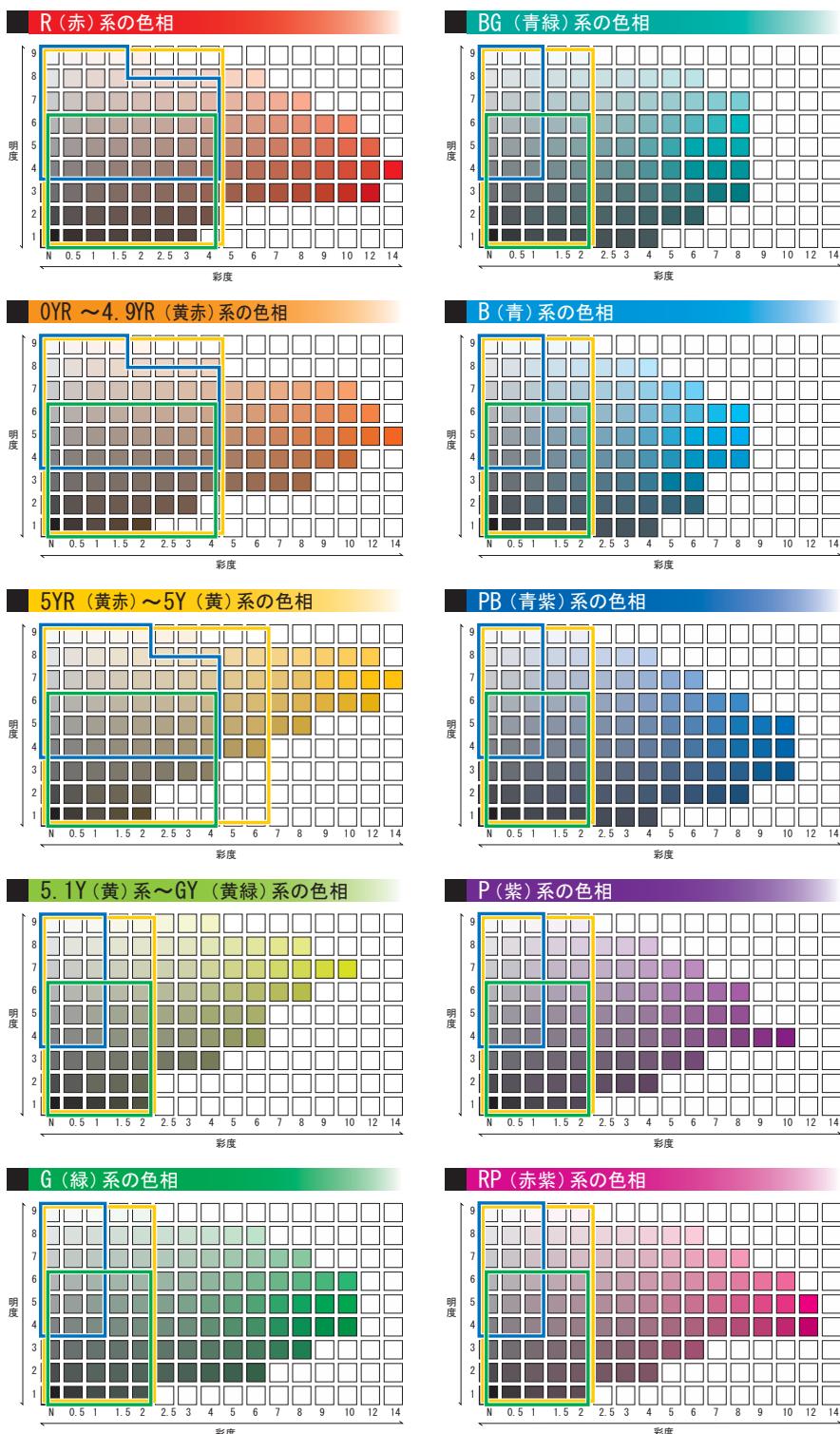
色相	明度	彩度
OR～4.9YR	—	4以下
5.0YR～5.0Y	—	6以下
その他	—	2以下

屋根色の色彩基準

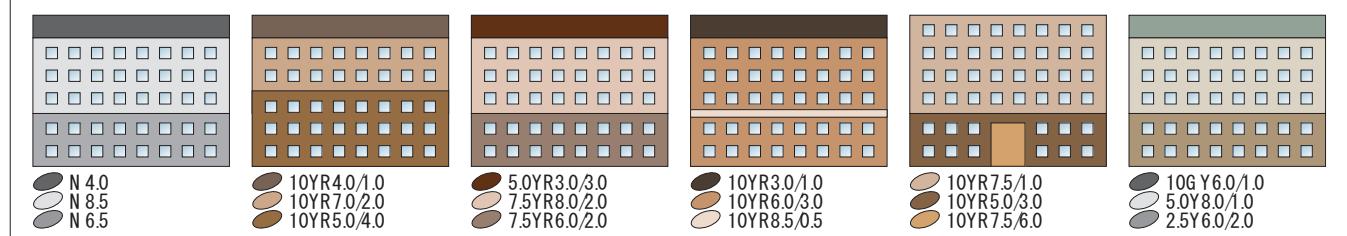
色相	明度	彩度
OR～5.0Y	6以下	4以下
その他	—	2以下

凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
- 外壁強調色の使用可能範囲
(外壁の1/5以下で使用可能)
- 屋根色の使用可能範囲



色彩基準に適合した配色の例



一般地域の建築物等の色彩

商業地系の建築物等の色彩基準

色彩の基本的考え方

周辺の街並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とします。商業地では、にぎわいの景観を演出する色彩も採り入れながら、周辺との連続性に配慮した色彩景観を形成します。

規模・要件

高さ 10m以上

延べ面積 1,000m²以上

外壁基本色の色彩基準

色相	明度	彩度
0R～4.9YR	3以上 8.5未満の場合	4以下
	8.5以上の場合	1.5以下
5.0YR～5.0Y	3以上 8.5未満の場合	6以下
	8.5以上の場合	2以下
その他	3以上 8.5未満の場合	2以下
	8.5以上の場合	1以下

屋根色の色彩基準

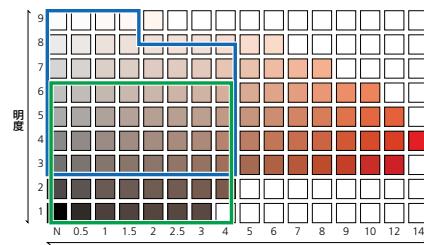
色相	明度	彩度
0R～5.0Y	6以下	4以下
その他		2以下

凡例

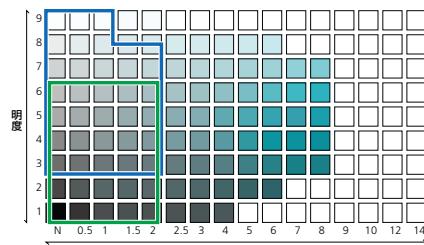
外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)

屋根色の使用可能範囲

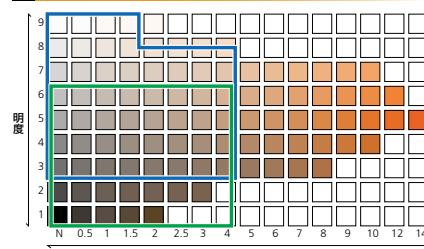
R(赤)系の色相



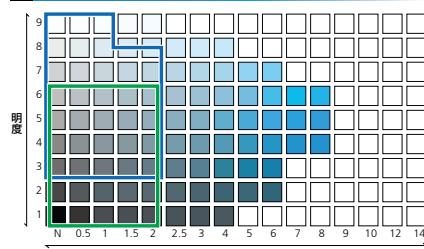
BG(青緑)系の色相



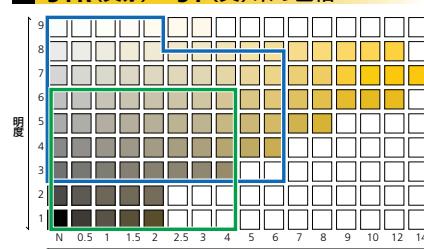
0YR～4.9YR(黄赤)系の色相



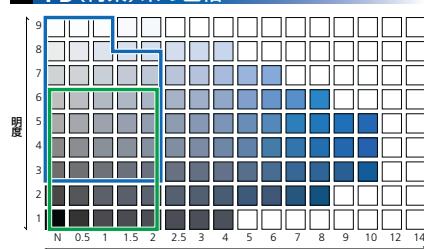
B(青)系の色相



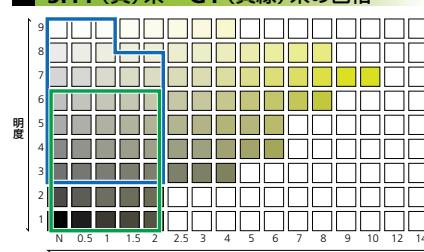
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



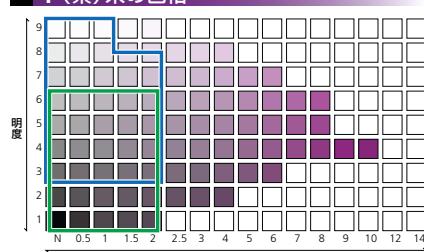
PB(青紫)系の色相



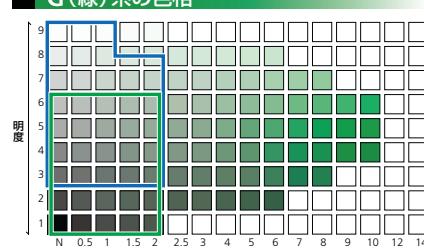
5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



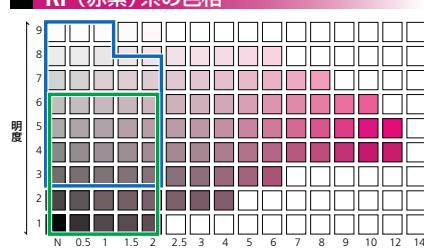
P(紫)系の色相



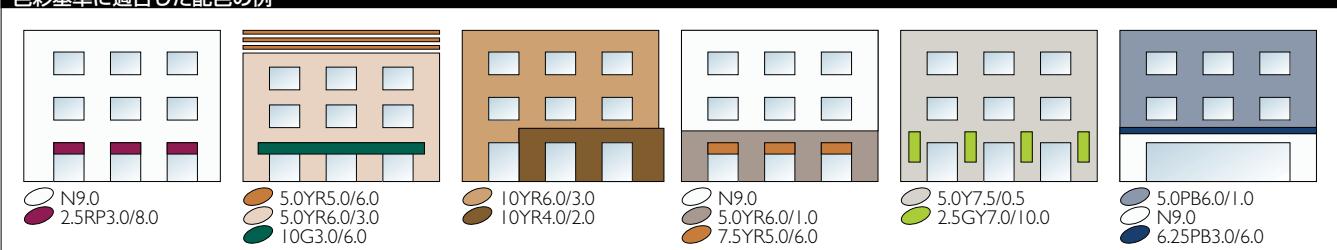
G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



色彩基準に適合した配色の例





住宅地系の建築物等の色彩基準

色彩の基本的考え方

周辺の街並みや自然との調和を考慮した色彩を基本とします。住宅地では、色彩による過度の演出を避け、落ち着きと安らぎを感じさせる色彩や配色を基本とします。

規模・要件

高さ 10m 以上

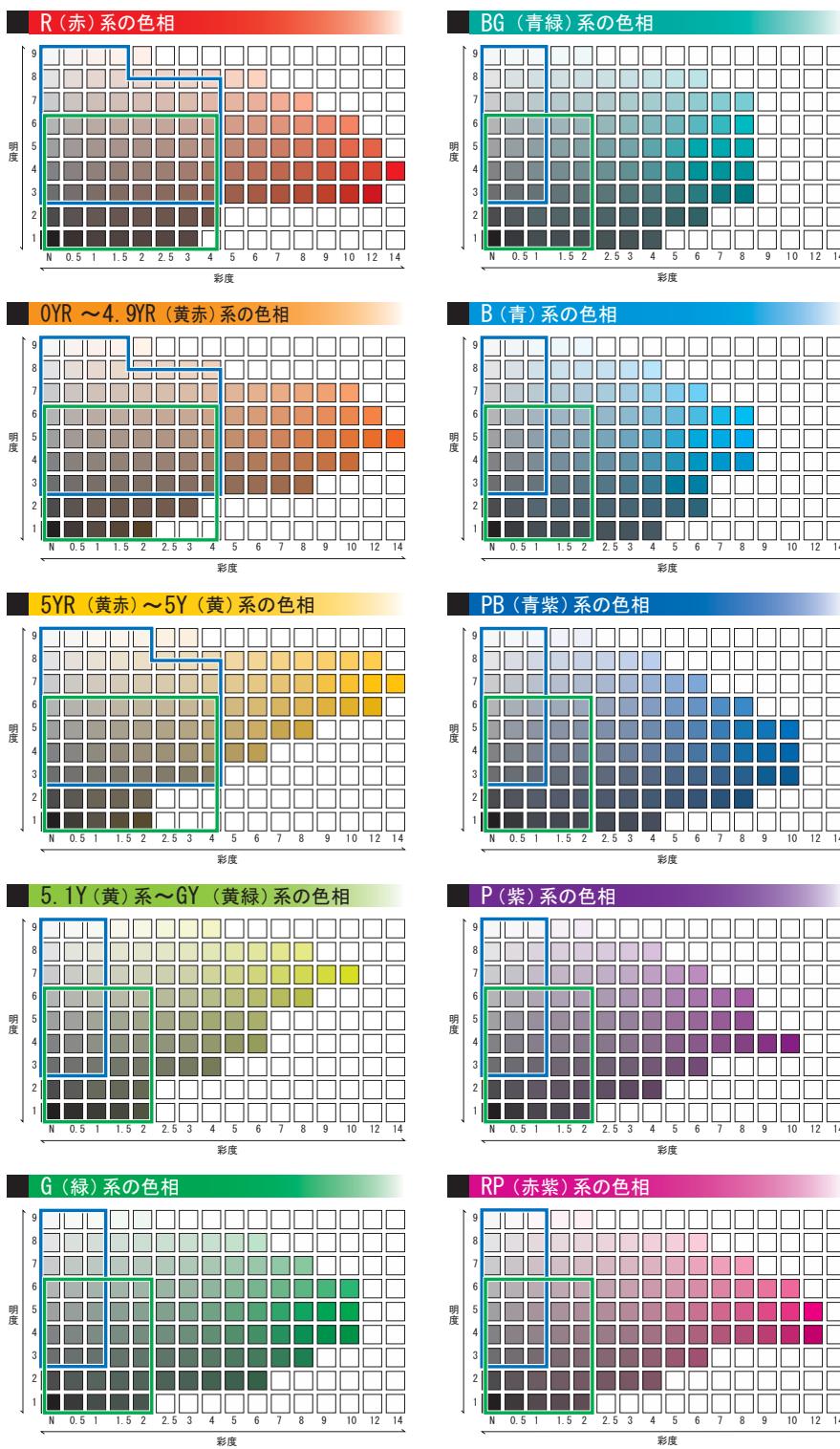
延べ面積 1,000 m² 以上

外壁基本色の色彩基準

色相	明度	彩度
OR ~ 4.9YR	3以上 8.5未満の場合	4以下
	8.5以上の場合	1.5以下
5.0YR ~ 5.0Y	3以上 8.5未満の場合	4以下
	8.5以上の場合	2以下
その他	3以上	1以下

屋根色の色彩基準

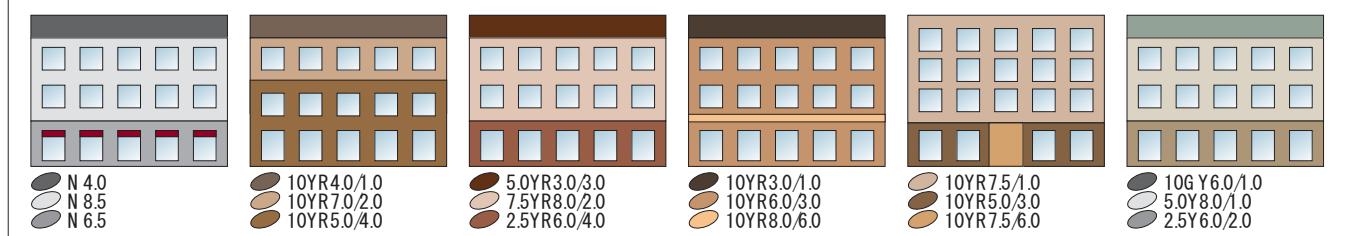
色相	明度	彩度
OR ~ 5.0Y	6以下	4以下
その他		2以下



凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲
(外壁の4/5はこの範囲から選択)
- 屋根色の使用可能範囲

色彩基準に適合した配色の例





区民のライフスタイルが創る美しくおしゃれな景観

10 身近な色彩による景観形成



美しくおしゃれな景観は身近な暮らしの中から

みどり豊かな住宅都市として発展してきた杉並区の景観を特徴づけている要素のひとつに、しゃれた雰囲気のある住宅地や活気ある商店街のまちなみが挙げられます。

住宅地では、暖かく穏やかな色彩の住宅が手入れの行き届いた庭木の緑のなかに連なり、心地よい雰囲気を形成しています。また、商店街では、活気の中にも連續性を感じられる色彩が、リズミカルで楽しい買い物の空間を形成しています。

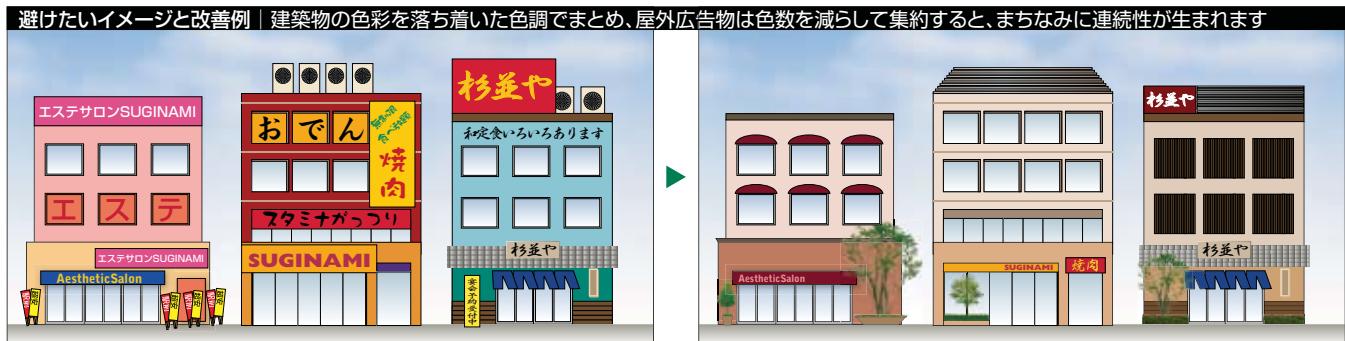
こうした身近な生活の風景は、区民のみなさんのライフスタイルを反映して形成されたもので、現況はそれぞれに魅力ある色彩が多数を占めていますが、小さな色彩でも、場所や使い方によっては雰囲気を台無しにしてしまうことがあります。住宅や商店等の色彩を考える際にも、周囲の景観を確認し、まちなみと違和感を与えないよう配慮することが大切です。



企業や店舗が伝えたいイメージがあるように、まちなみにも目指すべきイメージがあります

企業や店舗にはそれぞれの顧客に向けて訴求したいイメージがあります。また、CI（コーポレートアイデンティティ）計画によってシンボルマークやその配色を定めている企業も少なくありません。しかしながら、イメージカラーーやCIカラーは企業の印象を端的に伝える目的で計画されるため、どうしても鮮やかな色彩や対比の強い配色で構成されがちです。また、本来これらの色彩は印刷物や映像などの媒体を想定して定められるものです。

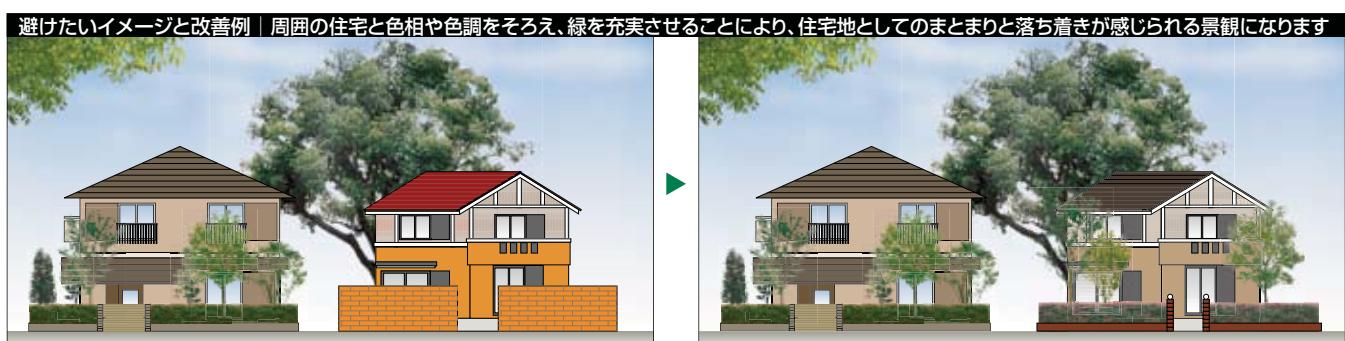
鮮やかなイメージカラーーやCIカラーが建築物等の外装や大型の広告物などに用いられると、その効果が必要以上に誇張され、周辺の景観から突出してしまうことがあります。それぞれの企業や店舗が訴求したいイメージがあるように、それらが立地する地域にも目指すべきイメージがあります。CIだから変えられない、うちの店だけを目立たせたいという姿勢ではなく、植物の緑よりも彩度を抑えるなど、地域のイメージに合わせて色彩を考え、地域のよりよいイメージを協力して育んでいくことも大切です。



住宅は個人の資産でも、その外観は地域共有の景観要素になります

家を建てるときや家を選ぶとき、敷地や間取りと同じようにその色彩を比較検討することはとても楽しいことです。住宅は個人の資産であることから、ともすると個人の価値観だけが優先した色彩選択につながりがちです。しかし、建物外部の色彩は近隣の住民が日常的に目に触れるものであり、より多くの人にとって資産と感じられるような色彩を選択する方が、住む側にとっても、また、売る側、貸す側にとっても利益になります。

杉並区の住宅地では、多くの住宅が暖かく落ち着いた暖色系色相の低彩度色を基調としています。住宅等の色彩を計画する際にはこうした色彩を基本とし、個人の好みが強く表れる色彩は、よりプライベートなインテリアで楽しむようにしましょう。





商業地系の建築物等の推奨色

にぎわいの中にもしゃれた雰囲気が感じられる中彩度までの色彩を基本とします。隣接する店舗等とアクセント色やデザインに共通性をもたせることもおすすめします。

外壁基本色の推奨範囲

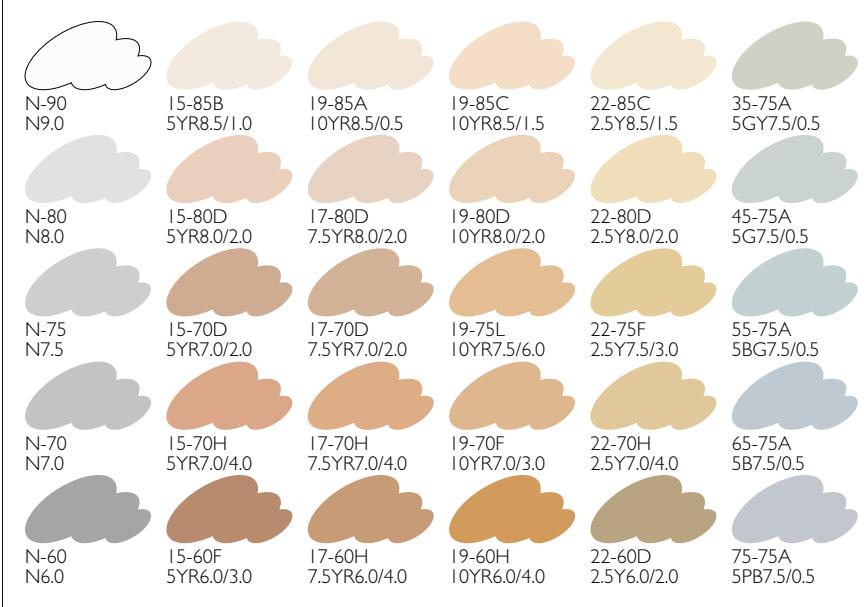
色相	明度	彩度
0R～9.9R		4以下
0YR～5.0Y	3以上	6以下
その他		2以下

屋根色の推奨範囲

色相	明度	彩度
0R～5.0Y	6以下	4以下
その他		2以下



外壁基本色の色彩例—商業地系



住宅地系の建築物等の推奨色

みどり豊かで落ち着いた住宅地の景観を継承し、穏やかな色彩を基本とします。また特に、暖かみのある景観を形成するため、YR系やY系などの暖色系色相を推奨します。

外壁基本色の推奨範囲

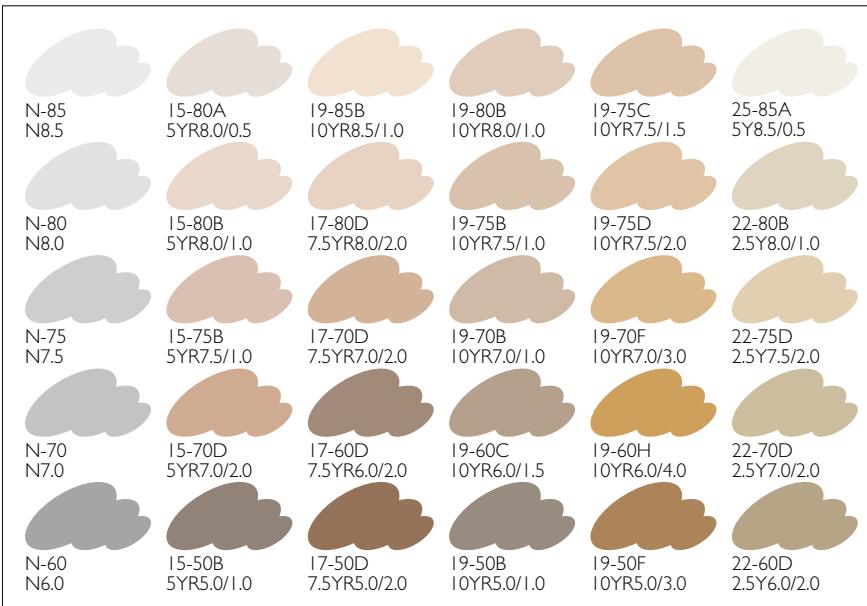
色相	明度	彩度
0R～9.9R		2以下
0YR～5.0Y	3以上	4以下
その他		1以下

屋根色の推奨範囲

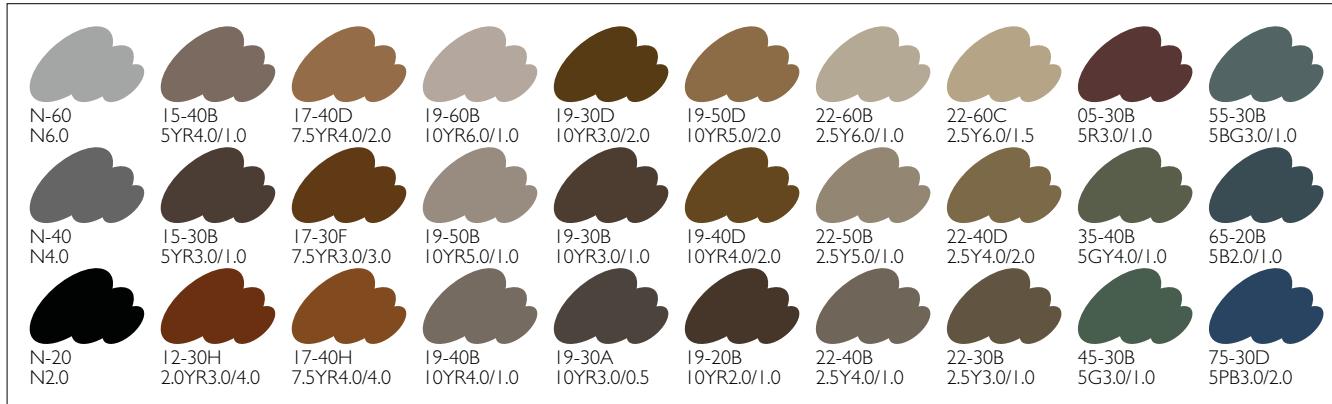
色相	明度	彩度
0R～5.0Y	6以下	4以下
その他		2以下



外壁基本色の色彩例—住宅地系



屋根色の色彩例—商業地系・住宅地系共通



このページでは、各地域や部位の推奨範囲内にある色彩を例示しています。こうした色彩を基本に、周辺のまちなみやみどりの景観を確認した上で、色彩選択にあたるようしてください。なお、記号の上段は、日本塗料工業会標準色見本帳番号、下段はマンセル値を表しています。



杉並区景観計画に基づく届出と手続き

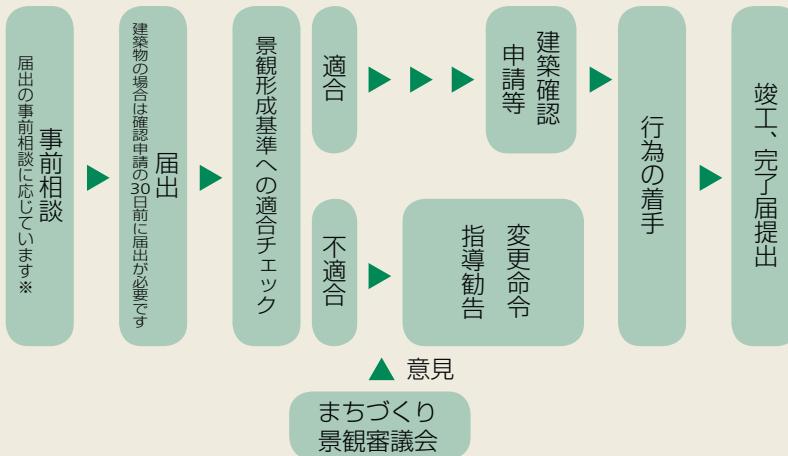
手続きの進め方

このガイドラインでは、杉並区の景観形成における色彩の考え方をまとめていますが、区では美しい色彩を保全・創出するために、次のような届出制度を設けています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

一定規模以上の建築物等、重点区域の建築物等の届出制度

一定規模以上または重点区域内に立地する建築物の建築等や工作物の建設等は、あらかじめ景観法及び杉並区景観条例に基づく届出等が必要です。新築・新設時の色彩のほか、一定面積以上の色の塗り替え・変更等についても届出の対象になります。

届出の流れ



*延べ面積3,000m²以上の大規模建築物は事前協議が必要となります。



色彩の届出にあたっては、使用予定の外装材料の色彩について、できるだけマンセル値で提示するようにしてください。

マンセル値による届出が困難な場合は、外装材料のサンプルなど、できるだけ正確な色彩を提示してください。

なお、この冊子ではできるだけ正確な色再現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

このガイドラインの内容や景観・まちづくりに関するお問い合わせは、杉並区まちづくり推進課まで

杉並区景観色彩ガイドライン

登録印刷物番号 21-0120

平成22年版 | 平成22年4月発行

編集・発行 杉並区都市整備部まちづくり推進課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

tel.(03)3312-2111(代)

杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>